

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成27年7月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	宮の本2号地区	平成27年5月20日
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	赤岡下地区	平成27年5月29日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	赤岡地区	平成27年5月29日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業)	蓮池地区	平成27年3月23日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	上横井地区	平成27年3月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	徳満上横井地区	平成26年7月11日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	帰来地区	平成27年1月29日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	田井地区	平成27年3月25日